

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホタルの保護育成を目的として、長岡京市ゲンジボタルを育てる会（以下「育てる会」という。）が行う事業に対し、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業（以下「事業」という。）は、育てる会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 小泉川及び流域河川の一斉清掃に関すること。
- (2) ゲンジボタルの人工飼育等による繁殖に関すること。
- (3) ホタルの保護のための小泉川周辺巡回パトロールに関すること。
- (4) ホタルの保護育成のための研修会に関すること。
- (5) その他ホタルの保護及び啓発に関すること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する育てる会の事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、事業に要する経費の総額から事業に係る収入（この要綱に基づく補助金を除く。）の合計額を差し引いた額を上限として、予算の範囲内において別に定める。

(交付の申請)

第5条 育てる会は、補助金の交付を受けようとするときは、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により育てる会に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱の規定に基づく補助事業以外には使用しないこと。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 補助事業に係る収支状況を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (4) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(事業の遂行)

第7条 育てる会は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、その事業目的達成に努めなければならない。

(実績報告)

第8条 育てる会は、事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業の実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により、育てる会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、特に必要があると認めた場合には、前条の規定にかかわらず、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとするときは、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金概算交付請求書（別記様式第8号）に第6条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消等)

第12条 市長は、育てる会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助

金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく補助確定額を超えたときは、その差額を期限を定めて返還させることができる。

(延滞金)

第14条 市長は、前条の補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団 体 名 長岡京市ゲンジボタルを育てる
会
住 所
代 表 者
名 印

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付申請書

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

別記様式第2号（第5条、第8条関係）

事業実施計画書
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	年 月 日～ 年 月 日
5 事業実施場所	小泉川流域

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

収 支 予 算 書
 (収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本年度予算	前年度予算 (本年度決算 額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本年度予算	前年度予算 (本年度決算 額)	摘 要
内 訳			
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

別記様式第4号（第6条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

長岡京市ゲンジボタルを育てる会長 様

長岡京市長 小 田 豊

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業名 ホタル保護育成事業
- 2 補助見込額金 円
- 3 補助条件
 - (1) この補助金は、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
 - (2) 補助事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書を提出してください。
 - (3) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
 - (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
 - (5) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。

年 月 日

（あて先）長岡京市長

団 体 名
住 所
代 表 者
名

印

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助事業実績報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金について、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長

団体名
住所
代表者名 印

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記様式第8号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 小 田 豊 様

団 体 名
住 所
代 表 者
名

印

長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市ゲンジボタル保護育成事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し